

## 執筆者紹介

(論文掲載順)

乙 政 正 太	関西大学商学部	教 授
英 邦 広	関西大学商学部	教 授
水 野 一 郎	関西大学商学部	教 授
大 倉 雄次郎	関 西 大 学	名 誉 教 授
廣 瀬 幹 好	関 西 大 学	名 誉 教 授

## 「関西大学商学論集」投稿規程

[2003年5月14日制定]

(目的)

第1条 この規程は、関西大学商学会（以下「商学会」という）発行の機関誌『関西大学商学論集』（以下『商学論集』という）への投稿に関わる事項を定める。

(刊行および原稿締切)

第2条 『商学論集』は原則として年4回、6・9・12・3月に刊行する。原稿の締切は刊行月の2ヵ月前とする。

(投稿資格)

第3条 『商学論集』への投稿資格を有するのは、原則として「関西大学商学会規則」に定める商学会の次の会員とする。

1. 正会員
2. 名誉会員
3. 関西大学大学院商学研究科に在籍し、別に定める要件を満たす学生会員

(第3条に該当しない投稿者)

第4条 第3条に該当しない会員および非会員の投稿原稿は、商学部正会員の推薦があり、かつ商学会常任委員会で掲載を認められた場合に掲載する。

(投稿の要件)

第5条 執筆者は、研究遂行過程において、「関西大学研究倫理規準」を遵守する。  
1. 『商学論集』に投稿できる原稿は、未投稿のものに限る。

(著作権)

第6条 『商学論集』に掲載された原稿の著作権は執筆者が有する。ただし、原稿の二次利用としての電子化利用の権利は、掲載時点で執筆者が商学会に許諾したものとする。

(原稿料)

第7条 執筆者には、次項に従い、別に定める所定の原稿料を支払う。  
1. 原稿料は論文と論文以外(書評・資料・研究ノート・翻訳等)に分けて定める。  
2. 名誉会員には、商学会からの依頼の場合を除き、原稿料を支払わない。

(抜き刷り)

第8条 執筆者には100部の抜き刷りを無料で進呈する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、投稿に関して必要な事項は別に定める。

附則1 この規程は、2003年5月14日から施行する。

附則2 この規程の施行に伴い、次を廃止する。

1. 商学会非会員投稿規程
2. 名誉会員の投稿規程

附則3 この規程は、2004年10月13日に改訂し、2005年4月1日から施行する。

附則4 この規程は、2007年5月9日に改訂し、2007年6月1日から施行する。

附則5 この規程は、2008年7月9日に改訂し、2008年8月1日から施行する。

附則6 この規程は、2011年5月11日に改訂し、2011年6月1日から施行する。

附則7 この規程は、2015年2月25日に改訂し、2015年4月1日から施行する。